



11月 市長定例記者会見

日 時：平成29年11月30日（木）

午後1時30分から

場 所：杵築市役所本庁舎2階 第2会議室

1. 発表案件

（1）平成29年度杵築市各会計12月補正予算（案）の概要 （財政課）

（2）平成29年第4回議会定例会に提出する予算外議案 （総務課）

（3）平成29年度「杵築市人権フェスティバル」を開催 （人権・同和対策課）

（4）「杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例」
の制定について （福祉推進課）

2. 参考

○平成30年度国民健康保険の県広域化に伴う標準保険料率（仮係数）について （市民課）

3. 行事予定（平成29年12月～平成30年1月）

次回記者会見（予定）

日 時：平成29年12月22日（金）午後1時30分

場 所：杵築市役所本庁舎2階 第2会議室



(記者発表 ①)

平成29年度杵築市各会計12月補正予算(案)の概要

平成29年度杵築市一般会計、特別会計及び公営企業会計12月補正予算の概要をお知らせします。

12月補正予算規模

- 一般会計 1億9,246万5千円（補正後予算額 214億2,571万9千円）
- 特別会計 4,109万3千円（補正後予算額 103億9,901万2千円）
- 公営企業会計 2,205万3千円（補正後予算額 32億1,930万7千円）
- 全会計 2億5,561万1千円（補正後予算額 350億4,403万8千円）

<各会計別予算>

(単位：千円)

会計別	平成29年度 現計予算額	補正額	平成29年度 補正後予算額
一般会計	21,233,254	192,465	21,425,719
特別会計合計	10,357,919	41,093	10,399,012
国民健康保険特別会計	4,808,291	1,885	4,810,176
後期高齢者医療特別会計	377,064	0	377,064
介護保険特別会計	3,716,124	33,842	3,749,966
地域包括支援センター事業特別会計	44,348	▲ 1,081	43,267
簡易水道事業特別会計	236,845	4,385	241,230
農業集落排水事業特別会計	183,619	62	183,681
公共下水道事業特別会計	778,961	11,146	790,107
特定環境保全公共下水道事業特別会計	212,667	▲ 9,146	203,521
公営企業会計(収益的収入を計上) 合計	3,197,254	22,053	3,219,307
水道事業会計	417,901	0	417,901
工業用水道事業会計	22,388	0	22,388
山香病院事業会計	2,756,965	22,053	2,779,018
総計	34,788,427	255,611	35,044,038

一般会計の12月補正では、

(1) 平成29年度の給与改定に伴う人件費の調整、各種事業の確定に伴う予算調整、平成30年度に実施する事業への対応経費、農業・教育関係や災害復旧費への追加経費等を計上しています。

主な事業は、

- ・給与改定に伴い、一般会計の一般職給与費の追加（15,711千円）や特別会計への職員給与費相当分の繰出金の追加（1,061千円）
- ・議員の期末手当の追加（3,927千円）、特別職の期末手当の追加及び給与カット反映（410千円）
- ・地域包括支援センターの業務が介護保険の地域支援事業に該当することとなったため、包括特会への繰出金を減額し（△31,300千円）、介護特会経由への繰出金の追加（8,265千円）



- ・障害者総合支援法等の改正による障害福祉サービスの拡大や保育士の処遇改善等子ども子育て支援給付費拡大のためのシステム改修及び支援給付費の増額（1,599千円、665千円、76,111千円）
- ・大規模肉用牛生産を行う経営体に対し、畜舎環境改善のための換気扇設置や牛舎改造に対する助成（1,388千円）
- ・来年度のいちごハウス建設に向け、予定地の測量設計委託料（3,000千円）
- ・たいきゅうやまなか の だ県が実施する大久山中地区での農道整備や野田地区の圃場再整備等実施計画に必要な資料作成の負担金（600千円、500千円）
- ・来年度の旧山香中学校跡地への企業誘致に向け、校舎解体設計、進入路改修の測量設計委託（7,500千円）
- ・錦江橋架け替えの国庫補助が減額され、単独費で実施するための調整（△79,325千円）
- ・おたに台風18号で被災した小谷地区の急傾斜地崩壊対策工事等追加（6,752千円）
- ・市営松葉台住宅の払下げに向けた用地測量、不動産鑑定料（560千円）
- ・小中学校の少人数指導教員や特別支援員、幼稚園教員、学校給食調理員等の雇用人数の確定による減額（△33,059千円）
- ・だいわ大和区の各公民館の改修助成（154千円）
- ・図書館への寄附による図書購入費の追加（200千円）
- ・かたの ほうざいしゃ災害で倒壊していた片野地区の宝財社仁王像の復旧費助成（523千円）
- ・国の文化審議会において、市内の北台・南台地区が重要伝統的建造物群保存地区として選定されたため、PR用のマップやポスターの作成経費を追加（226千円）
- ・台風18号等により被害を受けたことによる公共土木災害復旧費を追加（199,165千円）

などです。

- (2) 事業実施の財源は、地方交付税、県支出金、市債等です。
- (3) 平成30年度の年度当初からの委託事業に対し、平成29年度中での契約を行うための債務負担行為の設定を計上しています。
- (4) 特別会計や公営企業会計では、各会計で人件費や事業費の調整等を行っています。

詳細については、別添「平成29年度各会計12月補正予算(案)説明資料」をご参照ください。

担当：財政課
財政係 阿部
TEL：0978-62-1803(222)



（記者発表 ②）

平成29年第4回議会定例会に提出する予算外議案について

平成29年第4回議会定例会に提出する 条例議案13件、一般議案8件、報告事項2件の概要についてお知らせします。

◇条例議案13件

① 議案第96号 機構改革に伴う関係条例の整理について

- ・平成30年度から、協働のまちづくりと定住促進に関することを所掌する協働のまちづくり課を、また、医療政策、介護保険、地域包括支援センター及び市立山香病院との連携等に関することを所掌する医療介護連携課を設置するため、関係条例の整理等を行うもの。

② 議案第97号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- ・市民の利便性の向上及び行政の効率化を図るため、申請の際に必要な書面の提示を省略可能とする規定及び独自利用事務の追加や、法定事務において利用する特定個人情報を追加するなど、所要の改正を行うもの。

③ 議案第98号 杵築市コミュニティセンター条例の制定について

- ・市民と行政による協働のまちづくりを推進し、特色ある地域社会の形成に資するため、地域の活動拠点として設置するコミュニティセンターの管理、運営について、条例の制定を行うもの。

④ 議案第99号 杵築市山香ふれあい広場条例の制定について

- ・杵築市山香ふれあい広場に隣接する駐車場の舗装工事が完了し、その機能が充実したことから、当該広場の使用料等を定めるため、条例の制定を行うもの。

⑤ 議案第100号 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

- ・平成29年大分県人事委員会勧告にて、一般職の任期付職員の給料月額や期末手当の引き上げが勧告されたことに伴い、本市においても県と同程度の給与水準を保つため、所要の改正を行うもの。



- ⑥ 議案第101号 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
・議員の期末手当の支給月数について、国家公務員の特別職の支給月数に近づけることが適当であるとの杵築市特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、所要の改正を行うもの。
- ⑦ 議案第102号 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
・特別職の期末手当の支給月数について、国家公務員の特別職の支給月数に近づけることが適当であるとの杵築市特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、所要の改正を行うもの。
- ⑧ 議案第103号 杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について
・平成29年大分県人事委員会勧告にて、職員の給料月額や勤勉手当の引き上げが勧告されたことに伴い、本市においても県と同程度の給与水準を保つため、所要の改正を行うもの。
- ⑨ 議案第104号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
・平成29年大分県人事委員会勧告に準じた給料表の改正では解消しきれない民間給与との較差を補填するため、所要の改正を行うもの。
- ⑩ 議案第105号 杵築市税特別措置条例の一部改正について
・農村地域工業等導入促進法等の一部改正に伴い、改正箇所を引用している条例中の条文の所要の改正を行うもの。
- ⑪ 議案第106号 杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例の制定について
・障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことに関し、施策の基本となる条例を制定するもの。
- ⑫ 議案第107号 杵築市工場等立地促進条例の一部改正について
・農村地域工業等導入促進法等の一部改正に伴い、改正箇所を引用している条例中の条文の所要の改正を行うもの。



⑬ 議案第108号 杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例の一部改正について

- ・杵築市立図書館が新築移転されることに伴い、当該図書館の位置、休館日、利用時間等を改めるため、所要の改正を行うもの。

◇一般議案8件

① 議案第109号 財産の無償貸付について

- ・旧杵築市立田原小学校の1階部分を株式会社ヤマトに無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの。

② 議案第110号 杵築市上地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

- ・杵築市上地区交流拠点施設の指定管理者を「特定非営利活動法人 上村(かむら)の里」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

③ 議案第111号 農村文化体験交流館すずめの楽校^{がっこう}の指定管理者の指定について

- ・農村文化体験交流館すずめの楽校の指定管理者を「小野の里活性化協議会」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

④ 議案第112号 杵築市観光交流センターの指定管理者の指定について

- ・杵築市観光交流センターの指定管理者を「株式会社 千咲」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

⑤ 議案第113号 杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者の指定について

- ・杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者を「大分県農業協同組合」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。



⑥ 議案第114号 大田ふるさと茶屋「夢のぼり」の指定管理者の指定について

・大田ふるさと茶屋「夢のぼり」の指定管理者を「株式会社 夢のぼり工房」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

⑦議案第115号 市営住宅等の指定管理者の指定について

・松葉台住宅、^{しもばる}下原団地、若宮第2団地、俣水第2団地、^{くつかげ}沓掛第2団地、さつきヶ丘住宅及び上市住宅の指定管理者を「大分県住宅供給公社」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

⑧議案第116号 市道の路線認定について

・^{しもの だい}下野田循環2号線及び北浜支線の路線認定を行うため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

◇報告 2件

①報告第22号 専決処分の報告について

・本市が設置管理するスポーツ施設の物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

②報告第23号 専決処分の報告について

・本市職員が公務中に起こした物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

担当： 総務課
行政・法規係（手嶋）
TEL： 0978-62-1801(234)



(記者発表 ③)

平成29年度「杵築市人権フェスティバル」を開催

12月4日～10日は「人権週間」です。

この週間にあわせ、杵築市では「杵築市人権フェスティバル」を開催します。

1948（昭和23）年12月10日、国連において「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定めています。

人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権についての正しい知識や感覚を身につけ、日頃から人権について考え、そして人権尊重の精神をもって、実際に行動することが大切です。

今年度も人権作文・人権標語表彰式を行い、人権・同和教育講演会を行います。

【とき】 平成29年12月9日（土） 13:00～16:10

【ところ】 杵築市健康福祉センター 多目的ホール

【内容】 人権作文・人権標語表彰式、人権学習の発表、人権・同和教育講演会
13:00 開会

人権作文・人権標語表彰式

（表彰、人権作文の朗読とほのぼの写真コンテスト表彰）

14:00 人権学習の発表

ビデオ発表、人権学習の取り組み壁面展示

14:30 市民人権・同和教育講演会

（演題）：「人権文化豊かなまちづくりに向けて」

～阪神・淡路大震災が教えたもの～

（講師）：全国隣保館連絡協議会/常任顧問・事務局長

中尾 由喜雄（なかお ゆきお）さん

（講師プロフィール）

兵庫県芦屋市元職員（昭和41年に同市役所に入庁）。昭和50年、芦屋市立上宮川会館（現・上宮川文化センター）に配属され、以後40年にわたり同会館に勤務。館長として在職中の平成7年に阪神・淡路大震災が発生し、同和地区内外の住民約400人と数ヶ月にわたる避難生活をともにする。

平成23年に全国隣保館連絡協議会の常任顧問・事務局長に就任（現在に至る）。

担当： 人権・同和対策課

啓発係 佐藤

TEL： 0978-62-4799

参加無料

平成29年度

託児・手話通訳
あります

杵築市人権フェスティバル

演題

「人権文化豊かなまちづくりに向けて」
～阪神・淡路大震災が教えたもの～



講師

全国隣保館連絡協議会

なかお ゆきお

常任顧問・事務局長 中尾 由喜雄 さん

講演内容 阪神・淡路大震災の際、避難所となった隣保館の館長として、当時同和地区内外の住民400人と聴覚障害者7人が避難、数ヶ月にわたって生活をともにする。「人権問題を越え、人と人が支えあって生きていく大切さを教えられた」と、実体験を交えながら“人権尊重”について語る。

とき

12月9日(土) 13:00~16:10

ところ

杵築市健康福祉センター

日 程

12:30~

受付

13:00~13:50

開会行事

人権作文・人権標語表彰式

(表彰と人権作文朗読ほか)

※ほのぼの写真コンテスト表彰

14:00~14:20

○杵築中学校 生徒会による人権についてのビデオ発表

○幼稚園、小・中学校の人権学習の取り組み壁面展示



14:30~16:00

市民人権・同和教育講演会

16:00~16:10

閉会行事

※開催時間や内容については、都合により変更することがあります。

主催：杵築市 杵築市教育委員会

(問合せ先 人権・同和対策課

☎0978-62-4799)

杵築市人権・同和教育推進協議会

※杵築市隣保館内

12月4日～10日は「人権週間」です

昭和23年12月10日の国際連合第3回総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、昭和24年に法務省と全国人権擁護委員連合会が、12月10日を最終日とする一週間を人権週間と定めました。

12月10日～16日は

北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日～16日までを『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』とすることとされました。

拉致問題は我が国の喫緊の国民問題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての关心と認識を深めていくことが大切です。ある日突然連れ去られ今も救出を待ち続けている、拉致問題のことを知り、关心を持ってください。それが、この問題の解決のためにとても大切な第一歩となるのです。

「部落差別の解消の推進に関する法律」 (部落差別解消推進法)が施行されて、12月16日で一年が経ちます。

昨年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。1965年(昭和40年)8月に同和対策審議会答申が出され、同和問題の解決に向け、「同和対策事業特別措置法」などの部落差別(同和問題)解消のための法制度のもと、国や地方公共団体では、被差別部落の改善の為の取り組みを行ってきましたが、部落差別は現在でもまだ、解消されていません。

この法律では、「現在も部落差別が存在する」ことが明示され、「基本的人権の享有を保証する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」としています。杵築市は、部落差別のない社会を目指します。

戸籍・住民票「本人通知制度」

事前に登録しておくと、自分の戸籍や住民票が第三者に交付されたときに、市役所からお知らせします。登録方法等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

杵築市役所 市民課戸籍係

☎ 0978-62-1806



託児について

保育士の人数調整のため、事前に申し込みをお願いします。電話・FAX・メールにて受け付けています。

【申し込み先】杵築市隣保館

☎・FAX 0978-62-4799

✉ jinken@city.kitsuki.lg.jp



（記者発表④）

「杵築市障がいのある人も心豊かに暮らせるまちづくり条例」の制定について

杵築市は、障がいを理由とする差別の解消に向け、主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すことを目的とした取り組みを進めるため、「杵築市障がいのある人も心豊かに暮らせるまちづくり条例」を制定します。県内市町村における障がい者の差別解消に関する条例制定については、別府市に次いで2番目となります。

【背景】

平成28年4月に「障害者差別解消法」施行。また、同日に「障がいのある人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定され、全国でも障がい者差別解消に関する条例制定の動きが広がっています。

杵築市においても、平成28年に実施した障がい者へのアンケート調査の結果、障がいのある人に対する誤解や偏見、不当な差別的扱い、親亡き後の悩みなど生きづらさや不安の声が挙がってきました。

【制定の理由】

- ・障がいのある人も安心して暮らせる地域づくりは、市の責務であること。
- ・差別の解消には、市民が障がいについて正しく理解し、主体的に行動することが重要であり、市民参加及び参画による条例の制定が、市の姿勢を示すとともに、市民意識の醸成にもつながること。
- ・差別等の事案が発生した場合、障がい者の権利を救済する仕組みは、地域の実情に合った、実効性のあるものでなければならないこと。

【条例の主な内容】

- ① 障がいを理由とする差別及び虐待を禁止し、相互理解を促進します。
- ② 市・市民・事業者それぞれの責務を明らかにし、差別の解消を図るため、生活支援、生活環境、防災、雇用及び就労、保健及び医療、保育及び教育、芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮の取り組みを推進します。
- ③ 解決が困難な差別等事案について、助言等を行う第三者機関を設置し解決を図ることや改善が見込めない場合等には市長による是正勧告等を行います。

【今後のスケジュール】

平成29年12月 市議会定例会へ条例案上程

平成30年4月 条例施行

担当： 福祉推進課

障害福祉係（藤原）

TEL： 0977-75-2405

前文

杵築市障がいのある人も心豊かに暮らせるまちづくり条例(案)の概要

- 私たちのまちは、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるまちづくりに取り組んできたが、依然として障がいを理由とする不当な差別的扱いや親亡き後の生活の悩み等、社会の中で生きづらさや不安を感じている。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、眞の意味での自立と社会参加の実現が求められている。
- 障がいのある人も、全ての人が力を合わせて助け合い、幸せや喜びを享受できるよう、いつまでも安全に安心して暮らせるあたたかい福祉のまち杵築市の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

- 第1条(目的)
障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことに関し、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにし、障がいのある人やいない人も安全に安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与すること。
- 第2条(定義)
障がいのある人、差別、虐待、社会的障壁、合理的配慮、虐待、自立、市民、事業者、地域コミュニティ
- 第3条(基本理念)～差別の解消事項
社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有すること。
障がいのある人に対して合理的配慮が行われること。
- 第4条(市の責務)
取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- 第5条(市民及び事業者の責務)
理解を深め、差別及び虐待をなくす取組への協力に努めなければならない。
- 第6条(合理的配慮の評価)
市は、合理的配慮の実施状況を確認し、その評価を行わなければならない。

第2章 差別及び虐待の禁止並びに相互理解の促進の取組

- 第7条(差別及び虐待の禁止)
障がいのある人への差別及び虐待の禁止、その家族への差別の禁止

- 第8条(相互理解の促進)
誤解や偏見の解消のため、障がいのある人と相互に理解を深めるため、研修の実施や相互に交流できる機会の提供、教育を行つ。

第3章 障がいを理由とする差別の解消を図るためにの取組

【合理的配慮の取組】

- 第9条(生活支援) 自立生活に必要な支援、情報提供、相談体制整備等
第10条(生活環境) 道路、駐車場等の整備、公共交通機関利便性向上等
第11条(防災) 災害時の安全確保のための必要な配慮等

- 第12条(雇用及び就労) 雇用及び就労環境の整備、就労支援体制の整備等
第13条(保健及び医療) 医療関係機関との連携、緊急対応の体制整備等
第14条(保育及び教育)
障がいのある子どもと他の子どもと一緒に保育及び教育を実施する等
第15条(芸術文化及びスポーツ)
芸術文化及びスポーツ活動の支援体制整備、指導員・支援員の育成

第4章 差別等事業を解決するための仕組み

- 第16条(相談) 障がいのある人やその家族等は、差別等事業を市に相談できる。
第17条(助言又はあっせんの申立て)
障がいのある人やその家族等は、助言又はあっせんの申立てができる。
第18条(調査) 市長は、申立てに係る事実について調査を行うことができる。

- 第19条(助言又はあっせん)
市長は、障がい者差別等解決委員会に対し諮問し、助言又はあっせんを行う。
第20条(勧告) 助言、あっせんに従わないときは、従うよう勧告することができる。
第21条(障がい者差別等事業解決委員会の設置)
所掌事務、定数、構成員、任期等。その他詳細は施行規則で定める。

第5章 雜則

- 第22条 この条例の施行に關し必要な事項は別に定める。

【 施行期日 】 平成30年 4月 1日



(参考)

平成 30 年度国民健康保険の県広域化に伴う標準保険料率（仮係数）について

【経過】平成 30 年度より、国保財政が都道府県単位化されることを受け、県が市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（納付金）の決定、及び標準保険料率の算定を行い、各市町村はこれらを参考に保険税率を決定することとなります。

【内容】平成 29 年 11 月 29 日に大分県から標準保険料率が公表されました。これは平成 30 年度に適用される保険料率の仮係数であり、平成 30 年 1 月末に実際に適用される本係数を用いた標準保険料率が市町村に通知されます。

今回示された数値は、本係数通知前の最後の仮係数であり、平成 30 年度の方向性が示された係数となります。

○平成 30 年度 杵築市標準保険料率①	現 行②	差①-②
所得割 16.22%	(15.80%)	(+0.42%)
均等割 50,118 円	(41,500 円)	(+8,618 円)
平等割 32,186 円	(33,200 円)	(-1,014 円)
○平成 30 年度 一人当たり保険税必要額③ H28 実績④	差③-④	
127,181 円	(128,617 円)	(-1,436 円)

* 上記数値は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の合算（詳細は別紙参照）

●算定の基礎となる医療費推計の方法について

○平成 29 年度第 3 回仮算定（平成 29 年 9 月 7 日公表）

・国のガイドラインに基づき、過去 3 年（平成 26～平成 28 年度）の医療費の伸び率を参考し平成 29 年度の医療費を算出した結果、対前年度比で「マイナス推計」となった。その理由は、平成 27 年度に C 型肝炎の高額薬剤である特効薬が保険適用の認可を受けたことにより、全国的に医療費が高騰。平成 28 年度は薬価改定により、価格が引き下げられ医療費が下がったもの。

○H30 年度第 1 回算定（平成 29 年 11 月 29 日公表）

・医療費が異常に高騰した平成 27 年度を避け、平成 24～平成 26 年度の伸び率を参考して算出。

【参考】平成 29 年度第 3 回仮算定結果

○杵築市標準保険料率⑤	差①-⑤	○一人当たり必要保険税⑥
所得割 13.86%	(+2.36%)	84,775 円
均等割 39,289 円	(+10,829 円)	差③-⑥=+42,406 円
平等割 25,999 円	(+6,187 円)	

担当：市民課
国保年金係 堀
TEL：0978-62-1806

平成30年度分国保保険税額の第1回算定結果
【平成28年度と平成30年度一人当たり保険税必要額の比較】(年額)

《医療分・後期分・介護分の合算》※決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行わなかつた場合(一人当たり保険税必要額)

市町村名	平成28年度 実績 (現行制度)	平成30年度 推計 (現行制度) 【激変緩和前】	平成30年度 算定 【激変緩和後】	平成28年度実績と平成30年度算定の比較 ③-① (ア)			(工)うち制度増 に対する激変緩和 額 ⑤=(③+④) (万)	平成30年度 算定 【激変緩和後】 ⑥=⑤-① (万)	
				②	③	うち自然増減 ②-①(イ)	うち公費拡充等 (ワ)	うち制度増減 (工)	
大分市	128,862	136,139	139,110	10,248	7,277	▲ 2,151	▲ 3,695	▲ 5,496	4,739 ▲ 4,739 134,371 5,509
別府市	114,011	121,051	111,860	▲ 2,151	7,040				3,286 115,146 1,135
中津市	118,540	125,467	121,006	2,466	6,927				4 4,010 121,010 2,470
日田市	128,932	136,388	129,263	331	7,456				3,730 2,231 131,494 2,562
佐伯市	131,774	139,323	125,307	▲ 6,467	7,549				▲ 3,674 ▲ 10,342 6,182 131,489 ▲ 285
臼杵市	124,959	132,567	122,229	▲ 2,730	7,608				▲ 4,003 ▲ 6,335 3,642 125,871 912
津久見市	109,583	116,135	122,506	12,923	6,552				▲ 7,982 14,353 ▲ 14,353 108,153 ▲ 1,430
竹田市	144,845	153,145	141,225	▲ 3,620	8,300				▲ 3,784 ▲ 8,136 4,864 146,089 1,244
豊後高田市	120,439	127,492	125,252	4,813	7,053				▲ 4,795 2,555 ▲ 2,589 122,663 2,224
杵築市	128,617	135,977	123,929	▲ 4,688	7,360				▲ 5,978 ▲ 6,070 3,252 127,181 ▲ 1,436
宇佐市	115,042	122,042	115,359	317	7,000				▲ 5,962 ▲ 721 185 115,544 502
姫島村	100,411	106,536	97,321	▲ 3,090	6,125				▲ 2,381 ▲ 6,834 3,259 100,580 169
日出町	119,583	126,512	127,372	7,789	6,929				▲ 7,441 8,301 ▲ 8,301 119,071 ▲ 512
九重町	128,058	135,417	135,345	7,287	7,359				▲ 2,724 2,652 ▲ 2,652 132,693 4,635
玖珠町	129,310	136,787	133,572	4,262	7,477				▲ 4,467 1,252 ▲ 1,252 132,320 3,010
豊後大野市	126,300	133,511	125,678	▲ 622	7,211				▲ 4,818 ▲ 3,015 1,439 127,117 817
由布市	124,508	131,651	130,494	5,986	7,143				▲ 2,285 1,128 ▲ 1,891 128,603 4,095
国東市	116,593	123,236	120,971	4,378	6,643				▲ 5,188 2,923 ▲ 3,505 117,466 873
県平均	125,010	132,250	128,868	3,858	7,240				▲ 3,382 0 ▲ 1,052 127,816 2,806

注1 一人当たり保険税必要額は、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行わなかつた場合の額(本来の保険税額)

2 ②は、①に、平成28年度から30年度にかけての一人当たり診療費等の増加見込額を基に算定した一人当たり保険税額の増加見込額を加算したもの。

3 ③は、国が示す「国民健康保険における給付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定(平成30年度の県全体の医療費については、平成28年度の医療費実績を基に、一人あたり診療費等の伸び率を用いて推計し、市町村ごとの納付金を算定のうえ、額を算定)。

4 平成28年度実績と平成30年度算定の比較③-①(ア)については、医療費等の自然増減(イ)と、国による公費拡充等(ウ)、制度増減(工)の3つの要因がある。なお、(4)の(工)のうち制度増額に対する激変緩和額については、(4)の(工)制度増減額と④欄の激変緩和額が一致しない市町村がある。後期高齢者分・介護分をそれについて実施。このため、(工)制度増減額が一括でない市町村がある。

別紙2

平成30年度分国保標準保険料率の第1回算定結果
【現行税率(平成29年度)と標準保険料率の比較】

《医療分・後期高齢者分・介護分合算》

市町村名	平成29年度現行税率① (一般会計繰入等あり)						平成30年度算定(新制度)【激変緩和後】					
	所得割(%)			均等割(円)			所得割(%)			均等割(円)		
	所得割(%)			均等割(円)			所得割(%)			均等割(円)		
大分市	13.64	42,900	38,500	15.83	48,793	31,449	2.19	5,893	▲ 7,051			
別府市	16.42	44,000	34,600	16.10	49,759	31,939	▲ 0.32	5,759	▲ 2,661			
中津市	15.39	39,300	30,400	15.23	47,079	30,252	▲ 0.16	7,779	▲ 148			
日田市	14.02	43,500	31,700	15.20	46,946	30,158	1.18	3,446	▲ 1,542			
佐伯市	13.49	40,500	37,600	15.62	48,224	31,008	2.13	7,724	▲ 6,592			
臼杵市	14.95	43,200	37,800	15.74	48,689	31,234	0.79	5,489	▲ 6,566			
津久見市	14.98	42,900	33,800	13.87	42,425	27,720	▲ 1.11	▲ 475	▲ 6,080			
竹田市	15.60	47,400	33,700	15.87	49,189	31,442	0.27	1,789	▲ 2,258			
豊後高田市	14.75	41,900	32,200	14.76	45,551	29,321	0.01	3,651	▲ 2,879			
杵築市	15.80	41,500	33,200	16.22	50,118	32,186	0.42	8,618	▲ 1,014			
宇佐市	14.71	38,800	28,100	14.16	43,926	28,052	▲ 0.55	5,126	▲ 48			
姫島村	7.92	27,000	22,200	12.87	40,028	25,506	4.95	13,028	3,306			
日出町	13.40	37,400	32,600	14.68	45,267	29,165	1.28	7,867	▲ 3,435			
九重町	14.40	41,500	35,600	14.78	45,526	29,348	0.38	4,026	▲ 6,252			
玖珠町	14.95	45,100	38,300	15.27	47,081	30,344	0.32	1,981	▲ 7,956			
豊後大野市	16.80	41,400	32,000	16.58	51,225	32,918	▲ 0.22	9,825	918			
由布市	13.85	34,500	31,500	15.91	49,252	31,546	2.06	14,752	46			
国東市	14.70	38,000	37,600	14.72	45,611	29,177	0.02	7,611	▲ 8,423			

注1 ①は、各市町村の平成29年度の実際の保険税率

2 ①には、姫島村の資産割は含んでいない。(資産割: 42.70%)

3 ②は、別紙1の平成30年度第1回算定(新制度)【激変緩和後】⑤の額を基に、国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定したもの。

4 標準保険料率とは、市町村が必要な保険税額を確保するために目安となる水準として、国が示すガイドラインと基づき算出したもの。
また、実際の保険税率とは、各市町村が標準保険料率を参考に決定するため、標準保険料率とは異なる場合がある。

別紙3

国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法について（1）

現行

制度改革後

各市町村が保険税率を算定
・各市町村は医療費等の推計をもとに、保険給付費等を算定
・算定した保険給付費等から公費(国庫負担金等)を差し引いた保険税必要額に基づき保険税税率を算定



1 県が県全体の納付金算定基礎額(納付金必要額)を算定

・県全体の保険給付費等から県への公費(国庫負担金等)を除算し、納付金算定基礎額を算定

保険給付費等(県全体)



2 市町村ごとの納付金額を算定

(1)①応能部分：市町村の所得水準の反映

所得が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(支払う能力が大きい)

②応益部分：市町村の被保険者数と世帯数の割合の反映

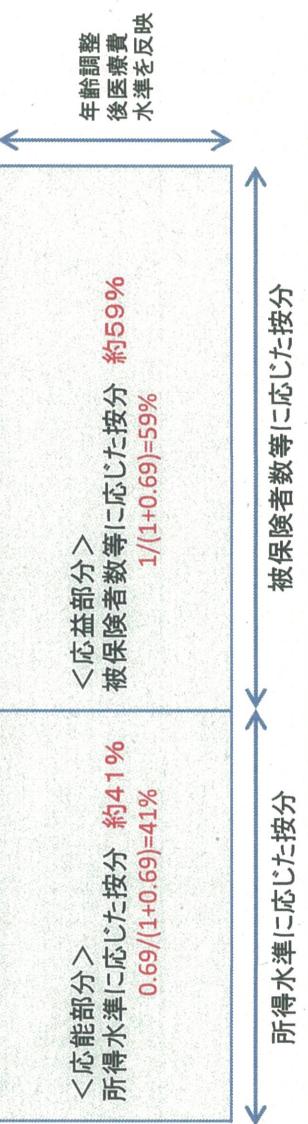
被保険者数等が多い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(支払う人数が多い)

(2)市町村の年齢調整後医療費水準の反映(医療分のみ)

医療費が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(費用が多くかかっている)

(3)応能部分・応益部分と医療費水準に応じて按分

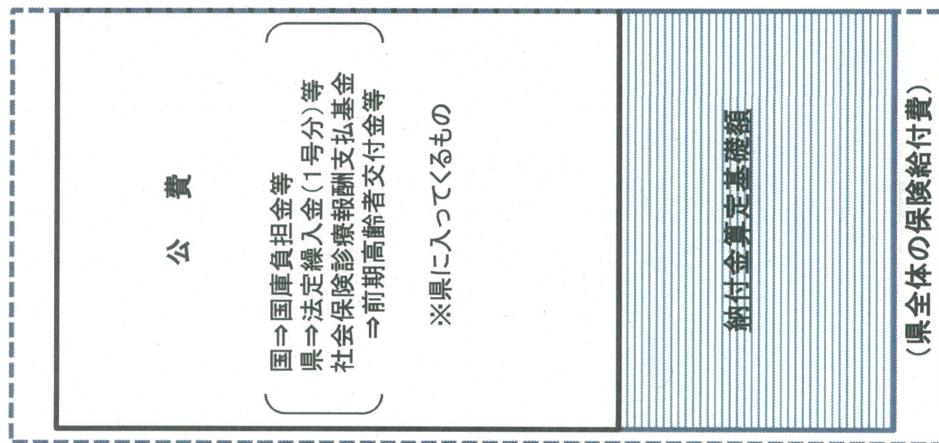
◎市町村ごとの納付金シェアの求め方(下図の面積) ※全国を1とした場合の大分県の所得水準 = 0.69



国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法について（2）

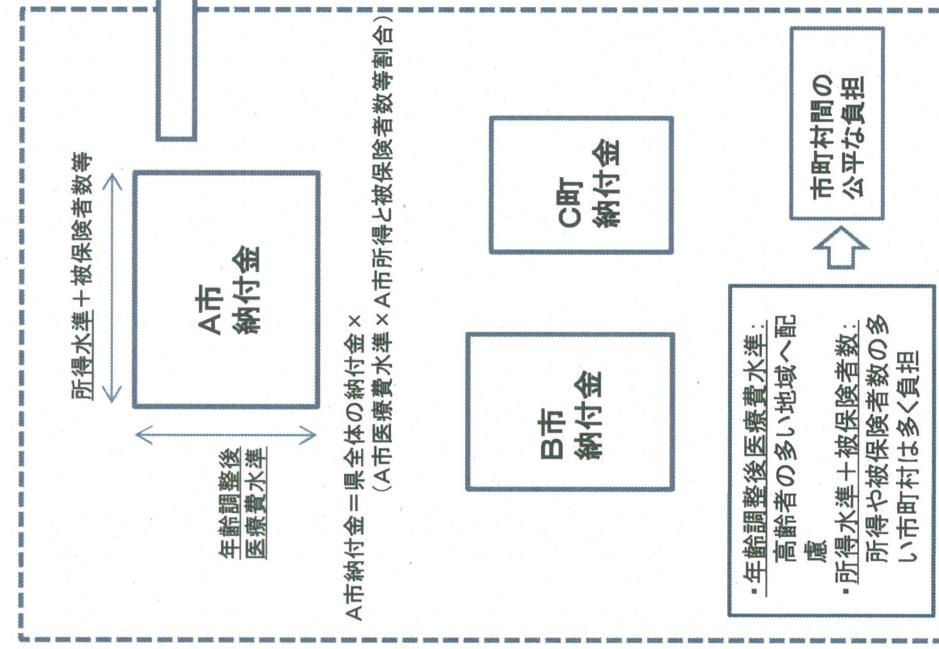
国保事業費納付金の算定

①県全体保険給付費等の推計



標準保険料率の算定

②市町村ごとの納付金額の決定



③保険税必要額・標準保険料率の算定

